

消費税免税制度改正のお知らせ

2023 年 1 月 5 日

2023 年 4 月 1 日から、日本の消費税免税制度が改正されます。

免税購入にかかる概要については、2 ページ目と 3 ページ目にあるご案内用ポスターをご覧ください。

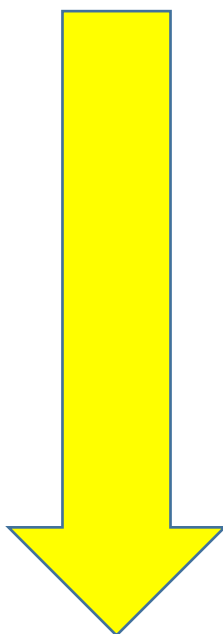
制度の詳細については、観光庁のウェブサイトをご参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/reiwa4kaisei.html>

ご不明な点がありましたら、観光庁担当部署にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当

メールアドレス : hqt-taxfree@mlit.go.jp



ご案内用のポスターは 2 ページ目と
3 ページ目に掲載しています。



消費税免税制度が 変わります！

2023年4月1日スタート

免税購入対象者の明確化による現場の負担軽減を図るとともに、
待ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大や
旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現します。

2023年
4月1日以降

日本国籍を有する方については、非居住者のうち、以下の方が対象です。

免税購入可

2年以上引き続き
国内以外の地域に
居住していることを
証明書類^{※1}で
確認できる者

詳細は観光庁ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>



証明書類①

在留証明^{※2}



証明書類②

戸籍の附票の
写し^{※3}



※1: 証明書類とは、在留証明または戸籍の附票の写し(いずれも原本)です。
※2: 在留証明には、「住所(又は居所)を定めた年月日」及び「本籍の地番」の記載が必要です。
※3: 戸籍の附票の写しには、「本籍の地番」の記載が必要です。

外国籍を有する方へ



消費税免税制度が 変わります！

2023年4月1日スタート

免税購入対象者の明確化による現場の負担軽減を図るとともに、
待ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大や
旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現します。

2023年
4月1日以降

外国籍を有する方については、非居住者のうち、以下の方が対象です。

免税購入可

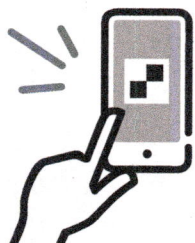
「短期滞在」 「外交」「公用」の 在留資格を 有する者

その他の上陸の許可（船舶観光上陸許可書等）を受けて
在留する者等は引き続き対象となります。
詳細は観光庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankochu/tax-free/index.html>



Visit Japan Webで、本人情報の確認がさらにスマートに



Visit Japan Webサービスで表示される二次元コードを免税店で読み込むことにより、本人確認を行うことが可能です。

なお、外国籍を有する方のうち、在留資格が短期滞在・外交・公用の方が利用可能です。

Visit Japan Web

<https://www.vjw.digital.go.jp>



Visit Japan Webサービスで
表示される二次元コードには、
入力された個人情報が含まれ
ます。取り扱いには十分ご注意
ください。

